

北九州市立大学における特別講義

「法（政策）の世界から見た『動物のかたち』」

日時：2019年1月21日（月）

場所：本館 A101 講堂

神奈川大学法学部

諸坂 佐利

【1】「動物」に対する日本の法的解釈

《1》日本では、動物は「物」である。

(1) 我が国には、動物に関する憲法規定は存在しない。

(2) 我が国では動物とは、「物」である（民法第85条、第86条第2項）

——わが国の法は、「人」のために存在する。「動物」を主体的にとらえた法は存在しない。動物「福祉」なる議論は、今日、畜産動物、実験動物、そして愛護動物、動物園動物（すなわち野生動物以外の人の飼養、管理下にあるすべての動物）に関して、世界的主流になっているが、わが国の法制において「福祉」という言葉を「人」以外に使用することはできないというのが霞が関の考え方である¹。

《2》動物を殺傷すると・・・

(1) 他人の物（所有権の客体）としての「動物」（家畜やペット）の場合

①動物愛護管理法第44条

(i)人が飼育・管理する動物のみが対象。「愛護動物」。人の飼育・管理下でない動物（例えば野生動物）は入らない。⇒鳥獣保護管理法

(ii)動愛法の対象は、哺乳類、鳥類、爬虫類のみを対象とするので、両生類、魚類、昆虫は適用外となる。

(iii)「みだりに」（＝合理的理由なくして）殺傷することのみを処罰対象とするので、合

¹ 「愛護」とは、人が対象物に対する主観的・感情的（非科学的）行動をいう。他方、「福祉」とは、人が対象物に対する客観的・医学的（科学的）行動である。「愛護」と「福祉」とは相反する概念ではないが（「愛護的福祉行動」）、「福祉」の視点からは問題があっても飼い主が愛情を以って飼育することはあり得る（「反福祉的愛護行動」）。しかるにわが国の動物愛護管理法の英訳は、環境省によると、“Animal Welfare Act”とし、その概念の混同が想起される。

理的な理由があれば殺傷しても構わない（ペット由来外来種の駆除等、有害駆除）

(iv)最高刑は、2年以下の懲役又200万円以下の罰金。

動物愛護管理法

第44条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、2年以下の懲役又は200万円以下の罰金に処する。

2 愛護動物に対し、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、又はその健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行つた者は、百万円以下の罰金に処する。

3 愛護動物を遺棄した者は、百万円以下の罰金に処する。

4 前三項において「愛護動物」とは、次の各号に掲げる動物をいう。

一 牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いえばと及びあひる

二 前号に掲げるものを除くほか、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの

②刑法第261条（器物損壊罪）

(i)「他人の物」（ペット又は家畜）を殺傷する行為を処罰対象とするが、これは動物に主眼を置いた、動物を守るための規定というよりも、他人の財産権の保障を目的に作られた規定。

(ii)「動物」を「器物」と捉える。従つて動物を「殺す」ことを「損壊」と表現することへの違和感。

(iii)本罪の量刑は、最高刑で懲役3年（罰金30万円）

(iv)しかるに、公文書毀損の場合（第258条）は、最高刑が懲役7年、契約書等私文書や建造物（第259条）に至つても懲役5年なので、“紙を破る方が動物への殺傷よりも罰が重い！”という建付けに、現行法はなっている。

刑法

第40章 毀棄及び隠匿の罪

（公用文書等毀棄）

第258条 公務所の用に供する文書又は電磁的記録を毀棄した者は、3月以上7年以下の懲役に処する。

（私用文書等毀棄）

第259条 権利又は義務に関する他人の文書又は電磁的記録を毀棄した者は、5年以下の懲役に処する。

（建造物等損壊及び同致死傷）

第260条 他人の建造物又は艦船を損壊した者は、5年以下の懲役に処する。よつて人を死傷させた者は、傷害の罪と比較して、重い刑により処断する。

（器物損壊等）

第261条 前3条に規定するもののほか、他人の物を損壊し、又は傷害した者は、3年以下の懲役又は30万円以下の罰金若しくは科料に処する。

(2) 野生動物（無主物）の場合

①鳥獣保護管理法

(i)量刑が懲役1年（罰金100万円）なので、刑法や動愛法よりも軽い。

鳥獣保護管理法

第83条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100円以下の罰金に処する。

一 第8条の規定に違反して狩猟鳥獣以外の鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をした者（許可不要者を除く。）

《3》そもそも法とは、人のために存在するもので、動物のために、動物を主眼とする法律は、日本には存在しない。

(1) 動物愛護管理法

動物愛護管理法

(目的)

第1条 この法律は、動物の虐待及び遺棄の防止、動物の適正な取扱いその他動物の健康及び安全の保持等の動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止し、もつて人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とする。

(基本原則)

第2条 動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならない。

(2) 自然公園法

自然公園法

(目的)

第1条 この法律は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とする。

(3) 生物多様性基本法

生物多様性基本法

前文

「人類は、生物の多様性のもたらす恵沢を享受することにより生存しており、生物の多様性は人類の存続の基盤となっている。また、生物の多様性は、地域における固有の財産として地域独自の文化の多様性をも支えている。」「地球温暖化の防止に取り組むことが生物の多様性の保全の観点からも大きな課題となっている。」「我が国の経済社会が、国際的に密接な相互依存関係の中で営まれていることにかんがみれば、生物の多様性を確保するために、我が国が国際社会において先導的な役割を担うことが重要である。」「我らは、人類共通の財産である生物の多様性を確保し、そのもたらす恵沢を将来にわたり享受できるよう、次の世代に引き継いでいく責務を有する。」今こそ、生物の多様性を確保するための施策を包括的に推進し、生物の多様性への影響を回避し又は最小としつつ、その恵沢を将来にわたり享受できる持続可能な社会の実現に向けた新たな一歩を踏み出さなければならない。」

(目的)

第1条 この法律は、環境基本法……の基本理念にのっとり、生物の多様性の保全及び持続可能な利用について、基本原則を定め……生物多様性国家戦略の策定その他の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の基本となる事項を定めることにより、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もつて豊かな生物の多様性を保全し、その恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを目的とする。

【2】「動物」に対する欧米の法的解釈——主にドイツ法制を手掛かりに

《1》動物「愛護」ないしは「福祉」の法領域について

(1) ドイツ連邦共和国憲法第 20a 条

「国は、来るべき世代に対する責任を果たすためにも、憲法に適合する秩序の枠内において立法を通じて、また法律及び法の基準に従って執行権及び裁判を通じて、自然的生命基盤及びそこに生息する動物 (die natürlichen Lebensgrundlagen und die Tiere) を保護する。」

※ドイツでは、自然的生命基盤 (die natürlichen Lebensgrundlagen)、すなわち自然生態系環境及びそこに生息するあらゆる動物を保護するのは、国家の責務であると、憲法において明言する。

(2) ドイツ民法第 90a 条

「動物とは、物ではない。動物は、特別法により保護される。別段の定めがない限り、動物には物につき適用される規定を準用する。」

※ドイツ憲法の精神を受け継ぎ、民法でも「動物は物ではなく、法的保護対象である」と宣言する。

(3) ドイツ民法第 903 条

「動物の所有者は、その権能を行使するにあたって、動物保護のための特別規定を遵守しなければならない。」

(4) ドイツ民法第 251 条第 2 項第 2 文

「負傷した動物の治療により生じた費用が、その動物の価値を著しく超えても、その費用は過分ではない。」

※「動物の命」に対する価値は、単純に、その動物の経済的価値では測れないのだということ。

(5) フランス農業海洋漁業法典 (2017 年 11 月 1 日統合版) L214-1 条

「すべての動物は、感受性ある存在であって、その所有者においては、当該動物の種類の生物学的要請に適合した条件の下で飼育しなければならない。」

※本条は、「すべての動物」と明記しているので、これには野生動物も入る。日本は、飼育動物 (家畜) と野生動物とで、その法的価値に格差を設けている。

《2》飼育下動物に対する飼い主責任

(1) 1997年3月12日パターボーン市公共の安全と秩序の維持に関する公安部命令

(Ordnungsbehördliche Verordnung zur Aufrechterhaltung der öffentlichen

Sicherheit und Ordnung im Gebiet der Stadt Paderborn vom 12.03.1997)

ノルトライン＝ヴェストファーレン州のパターボーン市では、ネコを完全室内飼養できない場合には、「獣医師による去勢並びに入れ墨又はマイクロチップを入れる施術をしてもらわなければならない」と法的に義務付け、かつ外ネコ (freilaufende Katze) に定期的に給餌する者は、当該ネコの飼い主とみなし、上記の飼い主責任を課すといった内容の命令を有する (第5条第4項 (本規定は、2008年9月22日の改正で盛り込まれた))。当該義務違反に対しては、同命令第17条第1項第4号によって、原則として1968年秩序違反法等に基づき最高1,000ユーロ以下の過料刑に処せられると規定する (同条第4項)。

本条について、特筆すべき点は、以下の2点である。まず1点目は、本条は、外ネコ及びその繁殖、ノラネコなる存在に対して明白に社会害悪性を認識し、これに対しては、罰則を以って対応している点である。もう1点は、《動物を飼養する》とは最低限如何なる行動を指すのかについて、法的に定義づけた点である。これは、我が国の動愛法が定義規定を有さず、それによって飼い主の不明確化、飼い主責任の不明確化、さらには不適正飼養への指導、規制行政の停滞等を招いている点からして、大いに参考にすべき点であると考えられる。

第5条 動物

(4) ネコの保有者は、自らのネコに室内外への出入りを認める場合には、前もって獣医師による去勢並びに入れ墨又はマイクロチップを入れる施術をしてもらわなければならない。本規定は、5か月齢未満の猫には適用しない。

外ネコに定期的に給餌する者もまた、ネコの保有者として、先の規定を適用するものとする。

第17条 規則違反

(1) 以下に掲げる行為を故意又は過失によって行った者は、秩序違反とする。

4 犬の保管及び躰しつけに関する規定、第5条の動物への給餌同様、外ネコに対する去勢及び徴表命令に関する規定違反

(4) (他の連邦法又は州法等によって罰金又は過料が科されない限りにおいて、)「当該規則違反は、1968年5月24日秩序違反に対する法律 (Gesetz über Ordnungswidrigkeiten (OWiG) vom 24.05.1968) ……によって過料に処する。」

■1968年5月24日秩序違反に対する法律

第3章 過料

第17条 過料の最高額

(1) 過料は、法律で別段の定めがない限り、5ユーロ以上、1,000ユーロ以下とする。

(2) ブラウンシュバイツ「ネコの去勢義務に関する命令」(Verordnung über die Kastrationspflicht von Katzen in der Stadt Braunschweig, 2014)

ニーダーザクセン州のブラウンシュバイツ市においても、パターボーン市と同様の飼い主責任を課し(ペットに対する飼い主責任は第1条第1項。外ネコに対する給餌者(同法でも「飼い主」と看做す)責任については、同条第3項)、当該義務違反者には5,000ユーロ以下の罰金刑を以って対応している(第2条第2項)。

第1条 ネコの所有
(1) ネコの保有者は、自らのネコに室内外への出入りを認める場合には、前もって獣医師による去勢並びに入れ墨又はマイクロチップを入れる施術をしてもらわなければならない。本規定は、5か月齢未満の猫には適用しない。この規則の発効前に、既に不妊去勢処置を施し、専ら入れ墨を入れその徴表としている場合には、当該義務は完全履行されているとは看做されず、当該動物には、事後的に追加でマイクロチップ装着を以って徴表しなければならない。
(2) 略
(3) 外ネコに対して定期的に給餌する者もまた、当該ネコの飼い主として、第1項の規定を適用する。
第2条 規則違反
(1) 故意又は過失によって、外ネコに対する不妊去勢及び徴表に関する義務に関する当該規則の諸規定に違反した者は、2005年1月19日ニーダーザクセン州公の安全及び秩序に関する法律(Niedersächsisches Gesetz über die öffentliche Sicherheit und Ordnung (Nds. SOG) in der Fassung vom 19. Januar 2005)第59条第1項による秩序違反とみなす。
(2) この規則違反は、5000ユーロ以下の罰金刑に処する。

(3) 同じくニーダーザクセン州のデルフェアデンでも(2)と同様の制度をもっている。

2014年デルフェアデン「ネコの去勢及び徴表義務に関する命令」(Verordnung der Gemeinde Dörverden über die Kastrations- und Kennzeichnungspflicht von Katzen, 2014)

(4) フランス農業海洋漁業法典(2017年11月1日統合版) L214-2条

「第三者の権利並びに治安及び公衆衛生といった観点からの要請、さらには自然保護に関する1976年7月10日第76-629号法律の規定の留保の下に、何人も、L214-1条で定められた条件の下で動物を飼育する権利を有し、L214-3条で定められた条件の下で動物を使用する権利を有する。」

※動物(ペット)を飼育する権利を有するとしても、それは社会秩序に矛盾抵触しない範囲であるということを宣言する。ノラネコへの餌やり行為は、いかに愛護的行動だとしても、第三者(地域住民)が迷惑だと考えるならば、法的(社会)的には許されない行為だということを示唆している。

(4) アルゼンチンの裁判所では、動物園で生まれ飼育され、かつ野生復帰が不可能なオラウータンは、当該園内でこれからも生きていく権利があり、換言すれば動物園側に飼育する義務が存在するという判決が出ている。当該オラウータンは、「人間ではない人」(non-human person) であるとの認識の下、人権が存在すると判示した。

《3》自然生態系保全の法領域について—ペット由来外来種対策①

(1) ドイツ連邦狩猟法

第 23 条 狩猟に対する保護内容

狩猟は、野生動物の保護に関して、各州によって定められたより詳細な規定によって包括的に保護される。各州は、とりわけ野生動物の密猟者、食糧難、感染症等からの保護、野生化した犬及び猫からの保護、さらには野生動物及び狩猟の保護のために公布された諸規定の遵守への懸念に向けて規定を定める。

(2) ブレーメン州狩猟法

第 27 条

狩猟に対する保護には、以下に規定する権限を包含する。

1. (省略)
2. 猟区にいる犬及び猫を殺すこと。但し、当該犬が狩猟者の支配下にある場合、及び猫が最も近い人家から 200m 以内の距離にいると判断される場合、又は狩猟犬、盲導犬、警察犬、牧羊犬若しくはその他の訓練された犬であることが明白であると考えられる場合を除く。

※ドイツでは、ペットの放し飼いが自然生態系に害悪を及ぼすといった観点から、ドイツ連邦狩猟法第 23 条を受けて各州の狩猟法では、集落から 200~500m 離れた場所にいるペットは、狩猟対象として殺害することが認められている。例えばブレーメン州は 200m (第 27 条)、ブランデンブルク州も 200m (第 40 条)、バイエルン州は 300m (第 42 条)、ヘッセン州は狩猟期間によって変動するが 300~500m (第 32 条) である。

(3) ドイツ連邦狩猟法第 28 条第 5 項前段

「各州は、狩猟動物に給餌することを禁止することができる。」

《4》動物由来感染症の法領域について——ペット由来外来種対策②

(1) 2013 年家畜伝染病の予防及び制圧に関する法律 (いわゆる動物健康法) (Gesetz zur Vorbeugung vor und Bekämpfung von Tierseuchen (Tiergesundheitsgesetz - TierGesG), 2013.) 第 32 条第 2 項第 4 号及び同条第 3 項

感染症予防といった観点からは、犬や猫の放し飼いを禁止したうえで、当該違反者に対して最高 3 万ユーロの罰金刑を以って対応する²。

具体的な感染症に関する命令は下記の通りである。

(1) オーエスキー病 (豚ヘルペス)

1980 年オーエスキー病からの保護に関する命令 (Verordnung zum Schutz gegen die Aujeszky'sche Krankheit, 1980) 第 6 条第 13 項、第 16 条第 16 号

(2) 豚コレラ

1988 年豚コレラ及びアフリカ豚コレラからの保護に関する規則 (Verordnung zum Schutz gegen die Schweinepest und die Afrikanische Schweinepest (Schweinepest-Verordnung), 1988) 第 6 条第 2 項第 2 号、第 25 条第 20 項

(3) 狂犬病

1991 年狂犬病からの保護に関する命令 (Verordnung zum Schutz gegen die Tollwut (Tollwut-Verordnung), 1991) 第 8 条第 3 項第 1 文、第 15 条第 11 号

(4) 口蹄疫等感染症

2005 年口蹄疫からの保護に関する命令 (Verordnung zum Schutz gegen die Maul- und Klauenseuche (MKS-Verordnung), 2005) 第 7 条第 2 項第 2 号、第 34 条第 16 項

(5) 鳥インフルエンザ

2007 年鳥インフルエンザからの保護に関する命令 (Verordnung zum Schutz gegen die Geflügelpest (Geflügelpest-Verordnung), 2007) 第 56 条第 3 項、第 64 条第 32 項

【3】野生動物が生息する山林等所有者の権利と義務 (社会的責任) について

《1》日本の考え方

(1) 野生動物は、無主物である。

(2) 野生動物は、土地所有者・管理権者・占有権者 (以下、「地権者」という。) とは無関係である。すなわち野生動物は、地権者の財物 (所有権の客体) とは解されていない。

(3) 狩猟は、すべての者に開放されている (狩猟自由主義)。

² これに対してわが国では、ネコに対して狂犬病予防法において、輸入検疫の規定を置くのみとなっている (第 7 条、当該違反者には 30 万円以下の罰金刑 (第 26 条))。

(4) 狩猟は、地権者の土地の利用権制限にはならない。禁猟区域及び囲繞地・作付地以外ならば、狩猟は自由である(乱場方式)。

(5) しかるに狩猟者に第三者の土地において狩猟を行う権利(自由)を明示した法規範は存在しない。すなわち狩猟権なる法概念は明文化されていない。

(6) 地権者が「垣、さくその他これに類するもので」土地を囲んでいる場合は、侵入を拒む意思表示と見做し、その場合狩猟者は、「あらかじめ、その土地の占有者の承諾を得なければならない」(鳥獣保護管理法第17条)。

(7) 猟区設定認可における手続においても、地権者の同意を必要とする(鳥獣保護管理法第69条)。

(8) 法は、地権者に対して、第三者の土地への侵入を排除することが保障するが(物権的妨害予防請求権ないしは物権的妨害排除請求権)、その一方で山林における野生動物の個体数維持等管理責任(法的義務)に関する明文は存在しない。

《2》ドイツの考え方

(1) 狩猟権(Jagdrecht)及び狩猟実行権(Jagdausübungsrecht)は、75ha以上の土地所有者に与えられる(ドイツ連邦狩猟法(Bundesjagdgesetz, BJG)第7条第1項)。

(2) 75ha未滿の土地所有者又は土地を所有しない者は、狩猟実行権の賃貸(Jagdpacht)契約を締結する必要がある。

(3) 従ってその意味においては、野生動物は、無主物ではない(野生動物は、土地境界線を跨いで移動するので、ペットのように、一定の個体が誰の所有権の客体かは限定されないが)³。

(4) 他方、狩猟鳥獣による獣害が発生した場合には、狩猟権者又は狩猟賃借権者がその賠償責任を負う(BJG第29条~35条)。

(5) 各州政府は、狩猟権実行権者に対して、特定の狩猟鳥獣の生息数減少を命じる権限を有する(BJG第27条)。

(6) 各州政府は、密猟、食糧難、感染症、そしてノイヌ・ノネコから、さらには狩猟の保護に関する権限を有する(BJG第23条)。⇒前述の【2】《3》

(7) ドイツでは、日本のように狩猟自由主義は採用せず、地主狩猟主義と国家狩猟主義の折衷と考えられる。

³ 狩猟鳥獣とは、ドイツにおいては、「単に所有者が特定しないままの自由な身で『飼育』されている動物に過ぎない」存在であると解される(野島利彰「ドイツの狩猟(2)」『駒大外国語論集』第27号(1988)11頁以下)。

【4】我が国には、「動物園」をトータルに所管する法律はない。

——加えて「動物園」の法的定義すらない。

《1》「動物園」とは？

(1) 博物館法は、「動物園」を社会教育施設として登録制を敷く（しかるに本登録制は、現在形骸化してしまっている）。博物館法の下位規範である「公立博物館の設置及び運営に関する基準」の第4条第3項に、動物園とは、「自然系博物館⁴のうち、生きた動物を扱う博物館で、その飼育する動物が65種以上のものをいう」という規定がある。しかし上記条件をクリアしなければ「動物園」を名乗ってはならないという規定（名称独占規定）があるわけではないので、上記条件に合わない園館であっても「動物園」を名乗り営業することは、現行法的には問題ない。しかしそれが立法政策上もよいかどうかは別問題。

(2) 動物園を設置する際には、動物愛護管理法における「第一種動物取扱業」の営業許可を受けなければならないが、この営業許可の範疇には、ペットショップもネコカフェも入る。これをどう評価すべきか？

(3) 動物愛護管理法における対象動物とは、哺乳類、鳥類、爬虫類のみであるので、魚類、両生類、昆虫、植物を飼育する場合には同法は無関係となる。また特定動物を飼育管理しない場合も無関係である。

(4) 都市公園法第2条第2項第6号には、都市公園の中に設置し得る「公園施設」のひとつとして動物園を挙げる。しかるに同法は、私たちの快適な生活の実現等、「公共の福祉の増進に資することを目的」に制定された法律であって、ここにいう「公共の福祉」の概念には、法解釈上、展示動物の愛護や福祉、あるいは種の保存は入らない。何よりも本法は、国土交通省管轄の法律である⁵。

(5) そのほか、鳥獣保護管理法は、地域の在来固有種、外来種の受け皿として動物園に協力を仰ぐことはある。また人獣共通感染症に絡む問題では、感染症法や家畜伝染病予防法（厚生労働省）は、家畜（必ずしも動物園動物ではない）を保護する目的で、動物園を指導監督することはあるが、これら各法（同省）は、動物園の保護を主管するものではない。

⁴ 同基準第2条第1項第3号によると、「自然系博物館」とは、「自然界を構成している事物若しくはその変遷に関する資料又は科学技術の基本原理解若しくはその歴史に関する資料若しくは科学技術に関する最新の成果を示す資料を扱う博物館をいう」と定める。

⁵ なお豊川水系設楽ダム建設に伴って、国指定天然記念物（環境指定レッドデータブックにおける絶滅危惧IB類）であるネコギギの絶滅を防ぐべく、国土交通省からの委託連携事業で東山動物園、志摩マリンランドや碧南市水族館等の水族館で保護増殖事業が展開されている。

(6) 他方、自治体が動物園設置者の場合には、都市公園法に基づき条例制定が義務づけられるが、これは動物園を都市「公園」と位置付けた結果のこと、すなわち人の憩いの場、レクリエーション施設との位置付けによるもので、「動物」に主眼があるわけではない。

(7) 総じて、我が国には「動物」ないしは「動物園」を守る法制度が存在しない。

【5】我が国の動物園法政策の基本コンセプト

《1》将来的な動物園法制を構想した場合、現行の法解釈をベースとしてしまうと、動物福祉や国内外のバッシングに耐え得るものがない危険性がある。「動物園」を護り切れない。すなわち「動物」を護り切れない。

《2》「種の保存」や「動物福祉」といった議論は、当該国の文化・宗教感、国民性とは別次元の科学的エビデンスの集積の議論である。地球全体の自然環境といった利害が絡む問題。ある意味では国民との合意形成がなくとも進められなければならない議論かと考える。

《3》飼育環境、飼育基準に関して、グローバルスタンダードを意識すべき問題

《4》国際信用力が問われる問題であると同時に、我が国の国際協調主義の問題

《5》日本人（アジア人）の「愛護」的感性と「動物福祉」の高次融合の必要性：海外からのバッシングに耐え得る“日本基準”の構築

※展示動物に関する飼育・展示については、日本（アジア）と欧米諸国の宗教的文化的基盤の相違から、また科学的視点から、強烈的なバッシングに耐え得る新基準を構築しなければならない。

私案

◆わが国の現行基準：「愛護」中心の抽象的・理念的「努力義務」的基準

☞

※海外から2つの切り口のバッシングのリスク

①客観的・科学的「福祉」の観点からのバッシング

②必ずしも科学的とは言えないが、キリスト教的欧米文化を背景としたバッシング

☞

◇客観的・科学的「福祉」をベースとしつつ、わが国特有の「愛護」的精神を高度に融合させた、わが国特有の新基準の構築

◇「福祉」的基準自体も、欧米基準を上回る基準の構築（海外バッシングへの対抗措置）

◇欧米諸国に上記“日本基準”を説得するプレゼンテーション（ディベート）能力の構築

《6》地方分権とは逆行する中央集権的制度設計の構築を図るべきと考える。

(1) 自治体立動物園の脆弱性：首長交代、財政難、流動的な世論への依存性（騒音・悪臭公害、公衆衛生、感染症リスク等）、自治体の国際貢献に対する違和感

(2) 市町村担当課（者）の専門性、恒常的就任性、資質、マネジメント能力、やる気に対する問題性、不安視、非安定性

(3) 自治体経営は、定量的・定性的評価の両方を行うが、現行の動物園経営に関しては、動物福祉に関する法整備の不足から、どうしても定量的評価に傾倒しがちである。そしてその場合、公立・私立問わず動物園が「観光施設」として人気を博していた場合、動物「福祉」的観点からの自治体の指導・監督はどうしても甘くなる危険性が常在する。

(4) 地球上の絶滅危惧種保全政策、国際貢献事業といった視点に立つ場合、国家主導で行われるべきで、都道府県・市町村にはその必要性も必然性もない。そもそも自治体に海外との交渉窓口はない。

(5) 国法を制定し、当該政策の主体を都道府県に置き、市町村立の動物園に対する指導監督を行いつつボトムアップをする一方で、官民関わらず劣悪な動物園への規制強化を図る。

《7》動物園の分化

(1) JAZA が掲げる動物園の4つの役割の相互矛盾性を解消するために。

——「種の保存」や「調査・研究」は、場合によっては展示（公開）に適さない場合もあろうが、それだと「レクリエーション」とは矛盾する。

——「動物福祉」（＝サイエンス）と「個体展示」（＝アミューズメント）の矛盾性の解消（高次元での融合）の必要性

——他方 JAZA は、「教育」と「環境教育」を分けているが、これは前者が「ふれあい動物園」のような子どもの情操教育（命の教育）を主眼としたもので、後者が「種の保存」を目指した、域内・域外保全や野生復帰のための「調査・研究」、そして当該成果の研究者のスキルアップや情報共有、さらには後継者養成を主眼としたものと推察する。すなわち両者は全くの別物ではないか。

（２）第一種動物園と第二種動物園の分化（棲み分け）

——種の保存に向けた調査・研究及び環境教育を主軸に、国際貢献まで見据えた動物園（第一種動物園）と国民のレクリエーション、アミューズメント施設として、また「ふれあい動物園」など、子どもたちの情操教育、生涯教育をメインに設計された動物園（第二種動物園）とに分化し——但し、高水準の動物福祉基準をクリアすることと、単なる観光アトラクションとせず、当該動物の生態や習性、個性等来園客へのレクチャーを前提とするが——、それぞれに明確な社会的意義を構築すべきであると考ええる。

《８》《３》動物園のあらたな社会的使命の模索とその法制化

——動物愛護・福祉、生態系保全、環境教育（社会権）の制度的保障としての「動物園」像の模索

（１）外来種（輸入検疫や放出・逸出ペット）の受け皿として。

（２）外来種譲渡の機会供与の場として。

・天売島のノラネコ（固有在来種・希少野生生物を捕食・侵襲してしまう外来種）の馴化・譲渡に旭山動物園が参画している事例

（３）当該地方（地域）に生息する在来固有種ないしは生態系の保全政策の拠点として。

・現在の希少種・絶滅危惧種保全政策は、ある種が希少種等になって初めて事後対策的に展開されるが、希少種等にならないように予防措置的に保全する必要があるように考える。そしてそのために一定個体数を動物園で保護するといった試みは、さらに積極化されるべきであると考ええる。

（４）当該地方（地域）に生息する在来固有種の展示を通じた地元住民（子ども）への教育（郷土愛の醸成）や普及啓発の主体として。

(5) 地域を超えた国内外の希少種、絶滅危惧種保全政策の拠点として。

- ・アカガシラカラスバト（上野動物園）
- ・アマミトゲネズミ（上野動物園、埼玉県こども動物自然公園、宮崎市フェニックス自然動物園⁶⁾）
- ・アマミノクロウサギ（鹿児島市平川動物公園）
- ・トキ（いしかわ動物園）
- ・ツシマヤマネコ（井之頭自然文化園、よこはま動物園ズーラシアほか）
- ・ライチョウ（上野動物園、富山市ファミリーパーク）

※ただし、「種の保存」といった事業への積極的展開といっても、それは今後海外からの動物の導入が困難となるといった状況を見据えての、各園館の動物譲渡・交換を主目的としたものでは、本末転倒となる。WAZAの基本方針では、「野生復帰」のための「種の保存」、「生息域外保全」を明確に謳っている⁷⁾。

《9》動物園と大学・研究機関、獣医師会、NGO・NPO、民間企業等との協働

- ①大学（人）の研究のための資料提供施設としての「動物園」からの脱却
- ②相互における協働関係（パートナーシップ）の構築。WINWINの関係性の構築。

【6】まとめ

⁶⁾ 「アマミトゲネズミ繁殖成功 世界初、宮崎の動物園」（日本経済新聞 2018年10月24日
(<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO3679632023102018CR0000/>) [2018年10月24日取得])

⁷⁾ WAZAの『野生生物への配慮—世界動物園水族館動物福祉戦略』（日本語版）56頁、60頁以下を参照のこと
(http://www.waza.org/files/webcontent/1.public_site/5.conservation/animal_welfare/WAZA%20Animal%20Welfare%20Strategy%202015_Japanese.pdf)。